○農林水産省告示第千五百十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年一月十六日農林水産省告示第三十八号（平成二十二年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十三年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び青森県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十二年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

平成二十二年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごと及び中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	九、〇七〇円　八、一六〇円　七、二六〇円　六、三五〇円　五、四四〇円（ただし、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第二条第二項各号に掲げる要件に該当する者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあっては、一一、二三〇円　一〇、一〇〇円　九、〇七〇円　八、一六〇円　七、二六〇円　六、三五〇円　五、四四〇円）
二類	北海道及び東京都の区域	三二、六〇〇円　二九、三四〇円　二六、〇八〇円　二二、八二〇円　一九、五六〇円
	福島県の区域	四〇、八四〇円　三六、七六〇円　三二、六七〇円　二八、五九〇円　二四、五〇〇円
	熊本県の区域	四七、二五〇円　四二、五三〇円　三七、八〇〇円　三三、〇八〇円　二八、三五〇円
	宮崎県の区域	五五、四一〇円　四九、八七〇円　四四、三三〇円　三八、七九〇円　三三、二五〇円
	鹿児島県の区域	四七、六三〇円　四二、八七〇円　三八、一〇〇円　三三、三四〇円　二八、五八〇円

○農林水産省告示第千五百十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十二年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

平成二十二年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごと及び中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類	埼玉県の区域	二二〇円　二〇〇円　一八〇円　一五〇円　一三〇円
	静岡県の区域	三三〇円　三〇〇円　二六〇円　二三〇円　二〇〇円
	京都府の区域	七二〇円　六五〇円　五八〇円　五〇〇円　四三〇円
	奈良県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
三類	北海道及び東京都の区域	六五、九八〇円　五九、三八〇円　五二、七八〇円　四六、一九〇円　三九、五九〇円
	長野県の区域	九〇、一四〇円　八一、一三〇円　七二、一一〇円　六三、一〇〇円　五四、〇八〇円
	長崎県の区域	一六三、二一〇円　一四六、八九〇円　一三〇、五七〇円　一一四、二五〇円　九七、九三〇円
	熊本県の区域	八六、九二〇円　七八、二三〇円　六九、五四〇円　六〇、八四〇円　五二、一五〇円
	北海道及び東京都の区域	五五、六六〇円　五〇、〇九〇円　四四、五三〇円　三八、九六〇円　三三、四〇〇円
	福島県の区域	六八、七〇〇円　六一、八三〇円　五四、九六〇円　四八、〇九〇円　四一、二二〇円
	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	七五、〇八〇円　六七、五七〇円　六〇、〇六〇円　五二、五六〇円　四五、〇五〇円
四類	長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	四四、三五〇円　三九、九二〇円　三五、四八〇円　三一、〇五〇円　二六、六一〇円
	長崎県の区域	八九、一一〇円　八〇、二〇〇円　七二、二九〇円　六二、三八〇円　五三、四七〇円
	熊本県の区域	五一、〇二〇円　四五、九一〇円　四〇、八一〇円　三五、七一〇円　三〇、六一〇円
	鹿児島県の区域	九三、九〇〇円　八四、五一〇円　七五、一二〇円　六五、七三〇円　五六、三四〇円